

# なると環境プラン推進計画 2017 (概要版)



平成29年 3 月

# 目 次

## 第1章 「なると環境プラン推進計画2017」の策定について

1. 「なると環境プラン推進計画」改定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

## 第2章 計画の構成

1. なると環境プラン2004－鳴門市環境基本計画－について・・・・・・・・3
2. 基本的な理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
3. 望ましい環境像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
4. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
5. 個別目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
6. 個別目標ごとの取り組み方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

## 第3章 取り組み施策

### 基本方針1 まち全体を考え、全員参加による環境づくりを進める

- 個別目標 1 環境づくりの枠組み・仕組み・体制を整備しよう・・・・・・・・7
- 個別目標 2 環境教育・環境学習を進めよう・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 個別目標 3 参加・協働による環境づくりを進めよう・・・・・・・・・・9

### 基本方針2 生存基盤としての自然を守り、活かす

- 個別目標 4 豊かな海を守り育てよう・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 個別目標 5 身近な水環境を再生しよう・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 個別目標 6 ふるさとの山を守ろう・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 個別目標 7 農環境を持続的に守り、活用していこう・・・・・・・・・・13
- 個別目標 8 野生の生きものの生息環境を守り、共存をはかろう・・14
- 個別目標 9 美しい景観を守り、環境と調和した観光を育んでいこう・・15

### 基本方針3 環境と人にやさしい暮らし方、持続可能なまちづくりを進める

- 個別目標 10 ごみを出さない生活・事業活動への転換をはかろう・・16
- 個別目標 11 快適で潤いのある生活環境づくりを進めよう・・・・・・・・17
- 個別目標 12 エネルギーを大切にしよう・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- 個別目標 13 きれいで安全な環境を守ろう・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
- 個別目標 14 化学物質による環境汚染を防止しよう・・・・・・・・・・20
- 個別目標 15 地域から地球環境保全に取り組もう・・・・・・・・・・21

## 第4章 重点実施事業

- 重点実施事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
- 「アクアシティなると」再生プロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・23
- 「エコシティなると」推進プロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・24
- 「チームなると」協働プロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

# 第1章 「なると環境プラン推進計画2017」の策定について

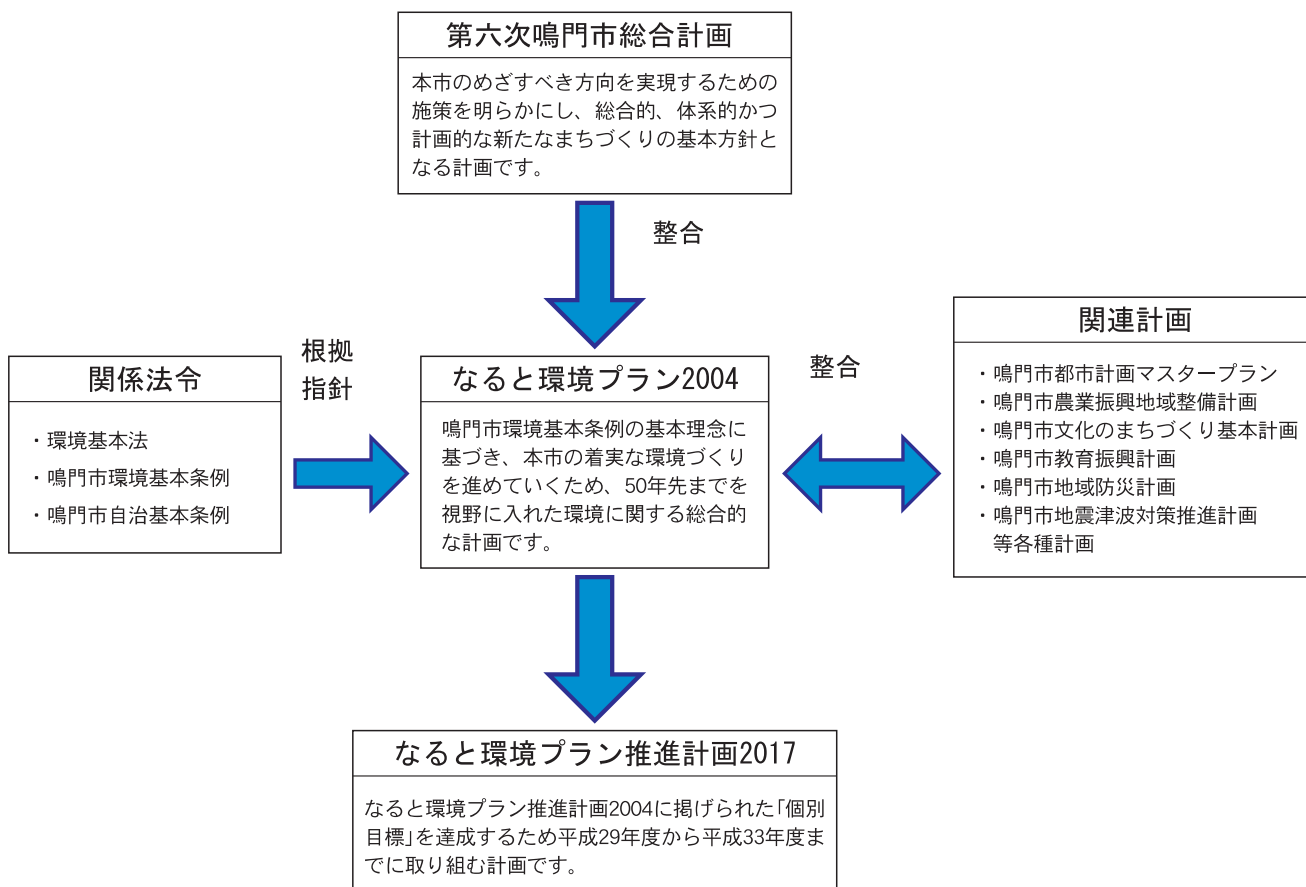
## 1. 「なると環境プラン推進計画」改定の趣旨

鳴門市では、平成16年（2004年）3月に策定した「なると環境プラン2004－鳴門市環境基本計画－」で掲げた15の個別目標の達成に向け、平成24年3月に「なると環境プラン推進計画2012」を策定し、個別目標ごとの具体的な「取り組み施策」と緊急に取り組むべき「重点実施事業」を推進してきました。

この「なると環境プラン推進計画2012」の計画期間が平成28年度で満了することから、施策の進捗度や本市の環境行政を取り巻く状況の変化、また、平成29年度を計画の初年度とする本計画の上位計画である「第六次鳴門市総合計画後期基本計画」が策定されること等を踏まえ、具体的な「取り組み施策」及び「重点実施事業」の見直しを行うものです。

## 2. 計画の位置付け

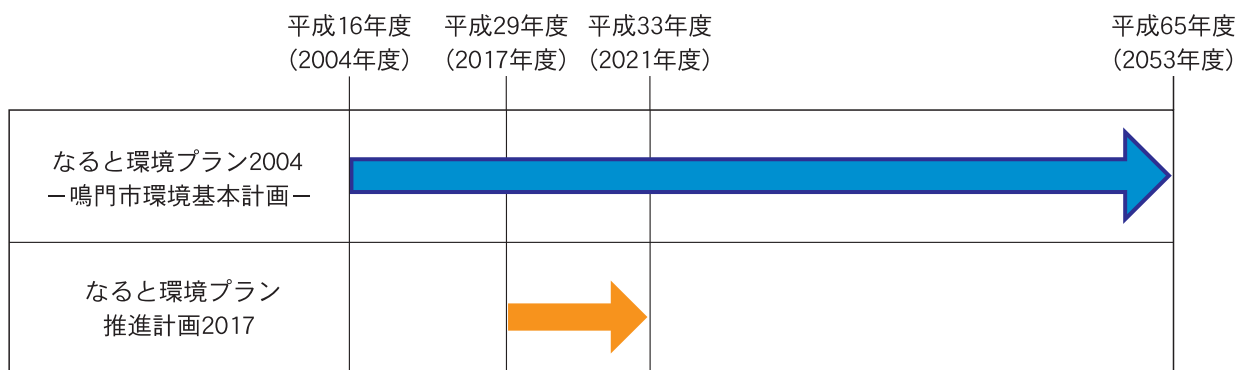
「なると環境プラン推進計画」は本市の計画のなかで下記のように位置付けられます。



### 3. 計画の期間

「なると環境プラン2004－鳴門市環境基本計画－」では、平成16年度から平成65年度までの50年を計画期間としていますが、今回改定する「なると環境プラン推進計画2017」については、「第六次鳴門市総合計画後期基本計画」と同じく平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

なお、本市の他の計画との整合性や取り組みの進捗状況との調整を図るため、または本市の環境や法制度等社会的な状況の変化が生じた場合には、必要に応じた施策、計画内容の見直しを行うものとしてします。



## 第2章 計画の構成

### 1. なると環境プラン2004－鳴門市環境基本計画－について

「なると環境プラン2004」は、鳴門市環境基本条例の環境の保全及び創造に関する基本理念に基づき、本市のより良い環境の実現を図るための基本的な考え方や目指すべき望ましい環境像、具体的な取り組み施策、達成目標を設定し、本市の着実な環境づくりを進めていくため、平成16年3月に制定した50年先までを視野に入れた環境に関する総合的な計画です。

※「鳴門市環境基本条例」の環境の保全及び創造に関する基本理念

- ①環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人と自然との共生が将来にわたって確保されるように適切に行われなければならない。
- ②環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- ③地球環境の保全は、地域の環境が地球の環境と深くかかわっていることにかんがみ、すべての者の事業活動及び日常生活における自主的な取組により積極的に推進されなければならない。

### 2. 基本的な理念

私たちには、本市の現状における環境の課題を解決し、生活の基盤であり、豊かな恵みの源である自然環境を守るとともに、自然と調和した暮らしと歴史文化を伝承し、豊かな心を育み、未来に輝く環境づくりを進め、将来世代に引き継いでいく責任があります。

そのためには、5年、10年という短い期間で変化し続ける社会状況、人々の価値観、経済状況、科学技術等に振り回されることなく、50年先、100年先を視野に入れ、我々が本当に目指すべき鳴門市の環境、将来にわたって住み続けたいと思える鳴門、持続可能なまちを妥協することなく追求していく必要があります。

こうしたことから、「なると環境プラン2004」では望ましい環境像を掲げる上での基本的な理念として、次の「5つの環（わ）」を掲げています。

#### ①自然の環（生態系）

われわれの生存基盤である鳴門の自然生態系の保全・再生

#### ②人と自然の環（調和）

基盤である自然と、歴史と風土に培われた暮らしの調和

#### ③人と人の環（和）

教育・学習・参加・実践・協働による地域力の育成、交流と協創、コミュニケーションの充実

#### ④ものの環（物質循環）

ほどよい生活の実践による有限資源の保全、CO<sub>2</sub>等排出負荷の低減、持続可能な社会の実現

#### ⑤観光の環

鳴門にとって外すことのできない観光という視点から、環境資源・人的資源・産業等の地域資源を結びつけていきます。

自然の環、人と自然の環、人と人の環、ものの環づくりを進めると同時に、鳴門の社会的な位置づけとして環境と切り離せない観光という側面を活かした結びつけ、ネットワークを図ることによって、さらに大きな環（持続可能性）の実現、キラリと光る鳴門の環境を目指します。

### 3. 望ましい環境像

「5つの環」の考え方にもとづき、鳴門市環境基本条例の基本理念を踏まえた本市が目指す望ましい環境像は次のとおりです。

5つの環（ネットワーク、結びつけ）が光る

かんこう  
**環光のまち・美しい鳴門**

～豊かな海・山・歴史・温かな心に出会えるまち、みんなで育み・伝える美しきふるさと～

「環光のまち」とは、鳴門の多様で繊細な自然環境、自然をベースとして長い歴史のなかで育まれてきた文化や暮らし、産業、人、もてなしの心といった多彩な環境資源を保全・再生・創出するとともに、観光や地域コミュニティ活動、教育等を通じて結びつけられたまちを意味します。

### 4. 基本方針

「望ましい環境像」の考え方にもとづき、本市において実現すべき環境づくりの方向性を示す「基本方針」は次のとおりです。

#### 基本方針1 まち全体を考え、全員参加による環境づくりを進める

環境づくりを実際の土地利用や都市計画のなかにおいても具現化するとともに、環境づくりを進める人づくり、地域づくりを進めていきます。

#### 基本方針2 生存基盤としての自然を守り、活かす

人の生存基盤であり、鳴門市の貴重な財産である自然環境や生物多様性を保全し、自然と調和したまち、自然と調和した産業の実現を目指します。

#### 基本方針3 環境と人にやさしい暮らし方、持続可能なまちづくりを進める

環境を守るために必要な意識やライフスタイル、社会システムの転換をはかります。また、人々が快適に暮らし、自らのふるさとに誇りを持って暮らし続けられる環境づくりを地球環境をも視野に入れながら進めます。

## 5. 個別目標

「なると環境プラン2004」では、3つの基本方針に基づく15の個別目標を掲げています。

### 基本方針1 まち全体を考え、全員参加による環境づくりを進める

個別目標1 環境づくりの枠組み・仕組み・体制を整備しよう

個別目標2 環境教育・環境学習を進めよう

個別目標3 参加・協働による環境づくりを進めよう

### 基本方針2 生存基盤としての自然を守り、活かす

個別目標4 豊かな海を守り育てよう

個別目標5 身近な水環境を再生しよう

個別目標6 ふるさとの山を守ろう

個別目標7 農環境を持続的に守り、活用していこう

個別目標8 野生の生きものの生息環境を守り、共存をはかろう

個別目標9 美しい景観を守り、環境と調和した観光を育んでいこう

### 基本方針3 環境と人にやさしい暮らし方、持続可能なまちづくりを進める

個別目標10 ごみを出さない生活・事業活動への転換をはかろう

個別目標11 快適で潤いのある生活環境づくりを進めよう

個別目標12 エネルギーを大切にしよう

個別目標13 きれいで安全な環境を守ろう

個別目標14 化学物質による環境汚染を防止しよう

個別目標15 地域から地球環境保全に取り組もう

## 6. 個別目標ごとの取り組み方針

個別目標には、それぞれ取り組み方針を掲げています。

個別目標ごとの取り組み方針を含めた計画の体系は、次図に示すような構成になっています。

# 体系図

## 基本方針

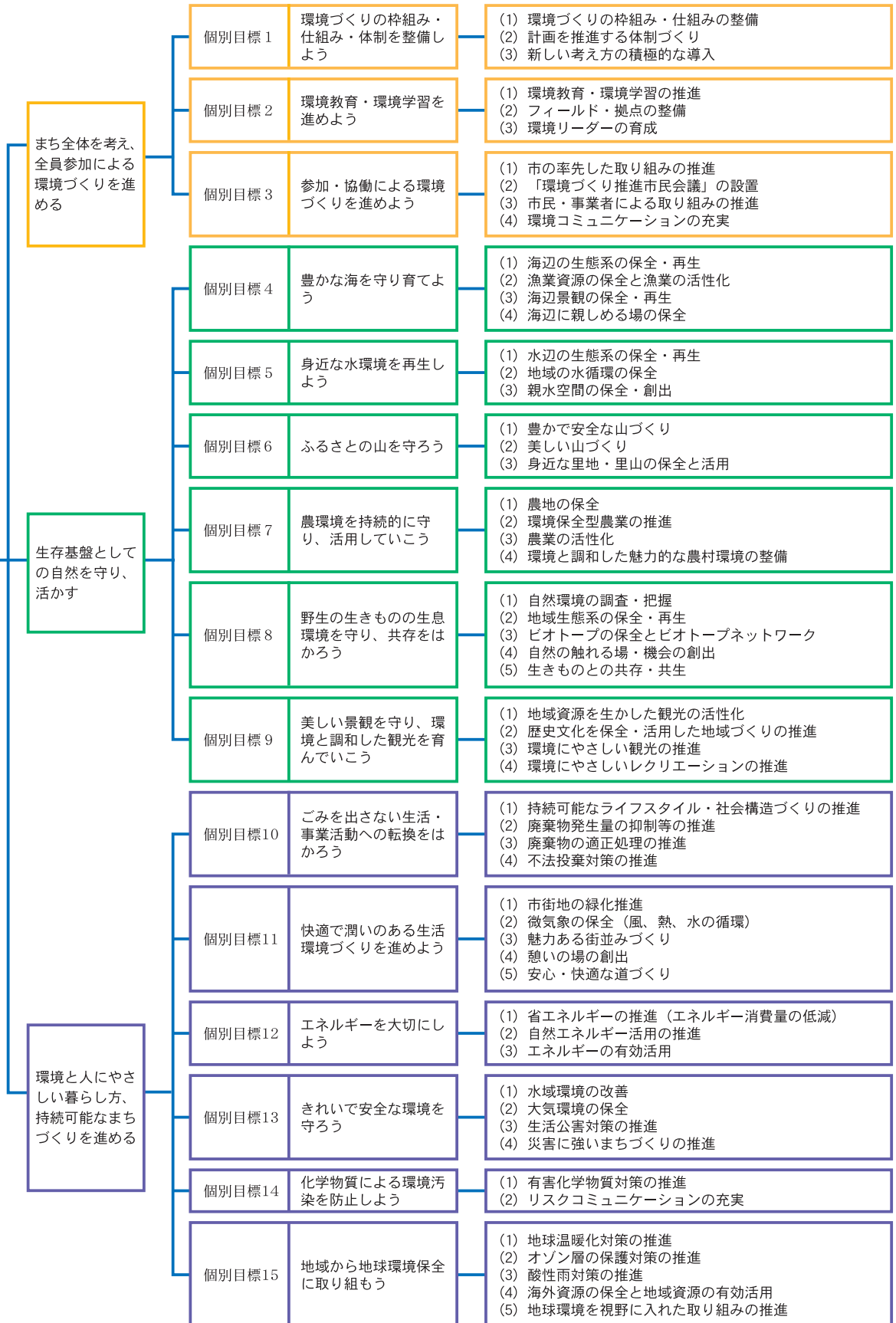
## 個別目標

## 個別目標ごとの取り組み方針

望ましい環境像

5つの環が光る  
豊かな海・山・歴史・温かな心に出会えるまち、  
みんなで育み・伝える、美しきふるさと

**環光のまち・美しい鳴門**





## 第3章 取り組み施策

### 基本方針1 まち全体を考え、全員参加による環境づくりを進める

計画を総合的、効果的に推進していくための大きな枠組みとなる指針や条例等の制度や仕組みづくり、そして、環境教育・環境学習の推進、参加・協働による取り組みを進めるための仕組みづくりや地域づくりを個別目標として掲げます。

#### 個別目標1 環境づくりの枠組み・仕組み・体制を整備しよう

本市の地域資源を活かした持続可能な環境づくり、まちづくりを行うための土地利用や美しい景観を視点とした計画、指針や制度、条例等、本市が行政としての取り組みを庁内各部課間、各担当間の連携を図りながら総合的、計画的かつ柔軟に進めていくための枠組みや制度の整備、体制づくりを進めていきます。

##### (1) 環境づくりの枠組み・仕組みの整備

美しい景観を保全し、自然と暮らしが調和した環境づくり、まちづくりを「鳴門市環境基本条例」や「なると環境プラン2004」をよりどころとして進めていくため、土地利用、都市計画、環境配慮・環境容量等、総合的な視点からみた枠組みづくり、及び開発・再開発を行う際の環境づくり、まちづくりのための指針の整備を進めます。

##### (2) 計画を推進する体制づくり

総合計画や都市計画マスタープランなど上位計画や関連計画との調整・整合・連携を図り、市全体での横断的、総合的な取り組みを進めるための体制づくりを行います。

##### (3) 新しい考え方の積極的な導入

国や県、他市町村、さらには諸外国における新しい考え方に基づく環境づくりの情報や事例の把握に努めるとともに、基準となる指針の活用を進めます。

#### ○平成33年度までの取り組み施策

1. 環境基本計画の各施策を総合的・計画的に推進するため、庁内各部署が互いに協力・連携しながら、各施策を着実に実行していきます。
2. 本市の自然環境を保全し、自然と暮らしが調和した環境づくりを総合的・計画的かつ柔軟に進めていくため、関連施策との調整・連携を図っていきます。
3. 多様な環境問題に対処するため、他自治体等の先進的な取組事例の把握に努め、その活用について検討します。
4. 環境基本計画の推進状況を定期的に検証し、より効果的な施策の推進を図ります。



## 個別目標2 環境教育・環境学習を進めよう

環境問題は、今やすべての人の問題です。一部の人だけでなく、あらゆる主体が協力して取り組んでいくためには、一人ひとりが身近な環境に関心を持ち、意識の転換を図り、環境や環境づくりに必要な取り組みに対する理解や認識を広げていく必要があります。

したがって、小さな子どもから高齢者まで、遊びや体験を通じて、楽しみながら、環境について関心を持ち、認識を深め、知識を身につけ、実際の行動に結び付けていくために、多様で多くの環境教育・環境学習の場や機会の創出と、そのための仕掛けづくりを進めていきます。

### (1) 環境教育・環境学習の推進

学校教育や社会教育等、あらゆる場面における環境教育・環境学習を推進していきます。

### (2) フィールド・拠点の整備

環境教育・環境学習の中の重要な要素である「体験」や「活動」を推進する場として、市民が自然に触れ、憩い、学ぶことのできる多様なフィールドの保全・創出や活動拠点の整備を進めます。

### (3) 環境リーダーの育成

環境教育・環境学習や環境に関する取り組みを推進する上で、リーダー的な役割を担う人材の育成、発掘と活用の仕組みづくりを推進していきます。

## ○平成33年度までの取り組み施策

1. 鳴門市の環境の現状や課題を市民一人ひとりが正しく理解し、それぞれの立場でできることから取り組んでいただけるよう、多用な媒体を活用し、わかりやすい周知と啓発に努めます。
2. 環境に関する市民の自発的な取り組みを推進するため、リサイクルプラザに設置している環境学習館において、環境をテーマにした講座の開設や体験学習の充実を図ります。
3. 市民等を対象とした環境学習講座の充実を図るとともに、次代を担う子どもたちの環境意識を高めるため、学校や教育機関と連携した環境教育に取り組めます。
4. 市民が自然に触れ、環境について学べる場の創出に努めます。
5. 学校教育において、身近な自然や歴史、文化に親しむことにより、自分が住む地域のことをよく知り、大切に作る心を育てます。



### 個別目標3 参加・協働による環境づくりを進めよう

市民一人ひとりがまちづくりの主役としての自意識を持ち、それぞれの役割を担っていくとともに、市と市民、事業者、民間団体等の協働（パートナーシップ）による取り組みを進めていきます。

#### (1) 市の率先した取り組みの推進

市は、市民や事業者等に環境行動を促していくためにも、環境に配慮した行動に率先して取り組んでいきます。

#### (2) 「環境づくり推進市民会議」の設置

環境基本計画を推進していくための継続的な市民参加の場として、「環境づくり推進市民会議」を設置します。会議では、計画の進捗状況、市の環境施策等を市民の視点から意見・提案を行うとともに、市民、市、事業者、民間団体が、それぞれ自立しつつ相互に連携・協力する関係づくりに努めます。

#### (3) 市民・事業者による取り組みの推進

行政が関わって進める環境への取り組みには限界があり、最終的には一人ひとり、地域コミュニティや市民グループ、事業者等が、それぞれの立場で環境をよくするために何が必要か、何をすべきかを考え、行動していく必要があります。したがって、市民・事業者・民間団体等による自主的、活発な環境活動・環境行動を推進していくための支援制度や仕組みづくりを推進していきます。

#### (4) 環境コミュニケーションの充実

市、市民、事業者、民間団体等のパートナーシップによる環境づくり、持続可能な社会づくりを進めていくため、市民の環境意識の向上を図り、環境負荷や環境保全活動等に関する情報の十分な提供・交流を図るとともに、一方的な提供に止まらない双方向的な情報交換・意見交換を行い、相互理解を深めながら取り組みを進めていきます。

### ○平成33年度までの取り組み施策

1. 市が率先して環境に配慮した行動に取り組むとともに、市民一人ひとりが環境に関心を持ち、それぞれの立場で環境づくりに取り組んでいただけるよう、環境づくりのさまざまな場面への市民参加の機会づくりに努めます。
2. 環境活動に取り組んでいる市民等を支援するなど市民等と連携した環境づくりを推進し、様々な環境問題に官民一体となって取り組みます。
3. 環境基本計画の各施策について市民の視点から意見や提案をいただく機会を増やし、出された意見や提案を計画の推進に反映させていきます。
4. 地域住民が主体的に取り組む様々な地域づくり活動と連携を図りながら、潤いとコミュニティ意識に富んだ地域社会の実現を図ります。
5. 地域の実情や特色にあわせ、地域住民がまちづくりの各分野で主体的に地域づくり事業を実施できるよう情報提供など様々な支援を行っていきます。



## 基本方針 2 生存基盤としての自然を守り、活かす

われわれが生存していく基盤であり、本市の貴重な財産である自然環境と生物多様性を保全し、自然と調和したまち、自然と調和した産業の実現を目指します。

### 個別目標 4 豊かな海を守り育てよう

鳴門の海や島々は美しい景観、豊かな海産資源をもたらし、レクリエーションの場を提供しています。また、磯や砂浜、島嶼部や浅瀬等、多様な海辺空間があり、そこには豊かな生態系が形成されています。この鳴門の海が、いつまでも青く輝き、恵み豊かな美しい海でありつづけるよう、その空間的・質的な環境の保全と再生を基本に、持続的な利用を図ります。

#### (1) 海辺の生態系の保全・再生

海辺の自然に触れ、生きものの生息環境を保全し、美しい景観を守るために、海辺の生態系、環境空間の保全・再生を図ります。

#### (2) 漁業資源の保全と漁業の活性化

漁業資源の保全・再生と地域漁業の活性化を図るとともに、海洋環境の保全や食品としての海産物の安全性を確保する漁業の支援等、持続的な海洋資源の保全と活用に努めます。

#### (3) 海辺景観の保全・再生

鳴門海峡に代表される海辺の景観保全に取り組むとともにごみのない美しい海岸づくりを進めます。

#### (4) 海辺に親しめる場の保全

海辺における親水性の保全・再生を図り、市民等が海辺に親しむことのできる環境づくりに努めます。

### ○平成33年度までの取り組み施策

1. 河川や海域等、公共用水域の水質汚濁の大きな原因となっている生活雑排水を処理できる公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及を促進します。
2. 多くの魚介類の生育場となる藻場の保全と形成に努めるとともに、掃海事業や人工漁礁の設置等を実施し、良好な漁場の保全と再生を図ります。
3. 海岸を市民が自然に親しむことのできる親水空間として利用できるよう、市民や事業者、関係機関と連携しながら保全と整備に努め、その活用を図ります。
4. 海岸の漂着ごみや投棄ごみの清掃活動等に市民や事業者、関係機関と連携して取り組み、海岸の美化に努めます。
5. 自然環境と景観に配慮した海岸整備を計画的に行うことにより、総合的な機能の向上を図り、自然環境と景観に配慮した、やすらぎある水辺環境づくりに努めます。



## 個別目標5 身近な水環境を再生しよう

市内には、低地をゆるやかに流れる河川や山間部から流れ出る溪流、農地を潤す農業用水路やため池、かつて塩づくりのために整備された（二オ）水尾川などさまざまな水辺があります。

これらの水辺は、人々の暮らしに潤いをもたらすとともに、生物多様性を保全する上でも重要な空間ですが、河川や水路では水が汚れ、生きものたちが徐々に姿を消しています。

これらの現状を改善し、われわれの暮らしに潤いを与え、多くの生きものが暮らす、生きた水辺、澄んだ水を身近な水辺として取り戻していきます。

### （1）水辺の生態系の保全・再生

生きものの生息空間としての水辺環境の保全・再生に努めます。

### （2）地域の水循環の保全

地域の地理・地形的な条件をふまえた土地利用、上水や農業用水等の有効利用、多様な水源確保に努めることによって、水循環の保全を図ります。

### （3）親水空間の保全・創出

市民が水辺の自然に親しむことができる空間の保全、創出に努めます。

## ○平成33年度までの取り組み施策

1. 河川や海域等、公共用水域の水質汚濁の大きな原因となっている生活雑排水を処理できる公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及を促進します。
2. ヘド口など河川等の汚濁物質を分解する効果があるEM（光合成細菌や乳酸菌、酵母等有用微生物の集合体）を活用した河川等の水質浄化に地域団体等とともに取り組みます。
3. 河川を市民が自然に親しむことのできる親水空間として利用できるよう、市民や事業者、関係機関と連携しながら保全と整備に努め、その活用を図ります。
4. 身近な河川や水路の水質調査を実施するとともに、市民や事業者等が水環境に関心を持ち、それぞれの責任と役割を理解して、水環境の保全に自らが取り組み、その行動の輪を広げていくため、水環境や生活排水対策に関する啓発活動に取り組みます。
5. 人々の暮らしに潤いをもたらす、生物多様性を維持するうえで重要な空間である河川等の水辺環境については、生きものの生息環境を保全し、美しい景観を守るため、環境美化に努めるとともに周辺及び近隣の水辺や緑地とあわせた一体的な保全・再生を図ります。
6. 水質が悪化し、生きものが姿を消した河川や水路については、市民や事業者、関係機関等と連携しながら河川等の水質改善や環境保全に取り組み、多様な生きものが生息できる水辺環境の再生を図っていきます。
7. 自然環境と景観に配慮した河川整備を計画的に行うことにより、総合的な機能の向上を図り、自然環境と景観に配慮した、やすらぎのある水辺空間づくりに努めます。
8. 河川整備にあたっては、水生生物等が生息・繁殖できる環境づくりと水質浄化機能を持ちあわせた整備に努めます。



## 個別目標6 ふるさとの山を守ろう

市域の約6割を占める山林は、広大な緑の回廊として、野生動物の生息空間として、四季折々の変化を見せる山並み景観として、本市の環境に重要な役割を果たしています。

しかし、山間部における土砂採掘等による山林の減少、高速道路等の整備に伴う野生動物の生息空間の分断、管理されなくなった山林の荒廃、ごみの不法投棄など山あいの自然環境は大きく変貌しており、景観の悪化、山腹の崩壊、野生動物の減少など様々な問題が起こっています。

こうした状況を改善し、山間部の豊かな自然環境を取り戻すためにも、人の暮らしとの調和のなかで、山の環境の保全・再生・活用の方向性を検討していきます。

### (1) 豊かで安全な山づくり

森林の保全・再生・活用・適正な維持管理による環境保全に努めます。

### (2) 美しい山づくり

山林への不法投棄を防ぎ、美しい山づくりに努めます。

### (3) 身近な里地・里山の保全と活用

身近な里山や林を身近な自然とのふれあいの場として保全し、活用に努めます。

## ○平成33年度までの取り組み施策

1. 野生動物の生活空間であり、水源のかん養や災害の防止、地球温暖化防止などさまざまな機能を有している山林は、地域振興との調和を図りながら保全と再生に努めます。
2. 日常生活に安らぎと潤いを与え、良好な自然景観を形成している市街地周辺の丘陵は、自然環境の保全と再生に努め、市民が気軽に自然とふれあえる「里山」づくりに地域住民と協働で取り組みます。
3. 山間部における不法投棄を防止するため、地域住民や関係機関等と連携した監視活動や通報体制の強化を図ります。
4. 国立公園や県立自然公園等の優れた景観や自然環境を形成している山林、保安林など環境保全に重要な役割を果たしている山林については、関係機関等と連携しながら保全策を講じていきます。
5. 山林の松食い虫被害を抑制するため、森林病虫害等防除事業を活用し、樹幹注入、伐倒等を効果的に行います。
6. 鳴門公園から島田島の島嶼部、大麻山周辺に整備されている「四国のみち」については、国や県と連携しながら、安全で快適に利用できるよう維持管理に努め、自然を探索できる場、健康増進の場として活用を図っていきます。



## 個別目標7 農環境を持続的に守り、活用していこう

農業が盛んな本市において、農地は人の暮らしを支える生産の場であり、人の暮らしと自然が調和する場でもあります。

近年、国においても環境保全型農業や農業空間における自然再生等を推進する方針を打ち出しており、今後、持続可能な農業経営を図るためにも、環境へのやさしさ、人へのやさしさを付加価値とした農業の推進が必要となってくるものと考えられます。特に、本市の農地は、集落と隣接していることが多いことから、農環境を生かした身近な自然の保全と再生に努める必要があります。

### (1) 農地の保全

農地の無秩序な開発やそれに伴う景観の阻害を防ぐためにも、農地の計画的な保全を図ります。

### (2) 環境保全型農業の推進

資源循環型社会の創造と連携した環境保全型農業の推進を図ります。

### (3) 農業の活性化

鳴門ブランドの普及、地産地消の推進、環境保全型農業への取り組みによる農産物の付加価値等による農業の活性化を図ります。

### (4) 環境と調和した魅力的な農村環境の整備

田園景観を生かした美しい村づくり、自然と共生する農村環境づくり等の推進により、環境と調和した魅力的な農村環境をつくります。

## ○平成33年度までの取り組み施策

1. 良好な自然環境の形成に大きな役割を果たしている農地の荒廃を防止するため、地域農業者や農業団体と連携しながら農業生産法人や集落営農等の促進、多面的な農地の活用に努めます。
2. 農薬の適正かつ安全な使用について、関係機関や関連団体との連携を図りながら農業者への指導を行うとともに、土づくりを基本とした有機・減農薬農業を推進し、化学肥料・農薬の使用を抑えた環境にやさしい農業の普及に努めます。
3. 自然環境に重要な役割を担っている農地の計画的な保全とあわせて、自然と共生する農村環境づくりを地域住民とともに進めていきます。
4. 土地改良事業の実施にあたっては、周辺の自然環境や生態系に配慮した工法の導入に努め、自然と共生する農村環境の形成を図ります。
5. 農業地域周辺の河川や農業用水路にまん延し、農作物や農業用水路、生態系に被害を及ぼしているミシシippアカミミガメやナガエツルノゲイトウなど外来生物の駆除に取り組みます。
6. 生活排水の影響で水質が悪化している農業用水の水質改善を図るため、合併処理浄化槽の普及に努めます。



## 個別目標8 野生の生きものの生息環境を守り、共存をはかろう

山や川、海などの多様な自然環境は、野生の生きものの生息空間（ビオトープ）でもありますが、本市の自然環境は、次第に失われつつあるのが実状です。

その影響は、野生動物の減少による生物多様性の崩壊のほか、イノシシやサルなど本来山で暮らす野生動物が人里まで下りてきて農作物に及ぼす被害等も生じています。

多様な野生生物が生息するビオトープは豊かな自然の証であり、われわれにとっても貴重な財産でもあります。このため、野生の生きものの生息環境を守り、共存を図るための取り組みを進めていきます。

### （1）自然環境の調査・把握

市内の自然環境についての定期的な調査・把握により、適正な保全・再生・維持管理・活用を図ります。

### （2）地域生態系の保全・再生

野生の生きものの生息空間であり、我々にとっても重要な資源である自然環境の保全・再生を進め、地域の生態系を保全していきます。

### （3）ビオトープの保全とビオトープネットワーク

「とくしまビオトープ・プラン」に基づくビオトープの保全・再生・創出

### （4）自然に触れる場・機会の創出

市街地において不足している身近な場所での自然に触れる空間づくりに努めます。

### （5）生きものとの共存・共生

豊かな自然環境を保全するためにも、野生の生きものとの共存の道を探るとともに、計画的な対策への取り組みを進めます。

## ○平成33年度までの取り組み施策

1. 稀少動植物に関する情報の収集に努めるとともに、保護対策に取り組んでいきます。
2. 生物多様性を維持するうえで重要な空間である河川等の整備にあたっては、周辺の自然環境や生態系に配慮しながら行い、多様な生きものが生息できる空間の保全に努めます。
3. クリーンセンター周辺で整備を進めている「フクロウと子どもたちの森」にさまざまな生きものが生息できるビオトープを創出し、自然に触れる野外活動の場として活用します。
4. 生態系に悪影響を及ぼしているオオクチバスやアライグマ、ミシシippアカミミガメ等の移入種を河川や野外に放すことのないよう周知徹底を図るとともに駆除に取り組みます。
5. コウノトリや稀少猛禽類など稀少生物の棲息が確認された地域では、稀少生物が棲息しやすい環境づくりに地域住民等とともに取り組みます。
6. アルゼンチンアリやセアカゴケグモなど特定外来生物の生息状況の情報収集に努め、生息が確認された場合は、関係機関と連携して駆除に取り組みます。





## 個別目標9 美しい景観を守り、環境と調和した観光を育んでいこう

美しく多様な自然環境に支えられている鳴門の観光やレクリエーションの持続的な発展を図り、将来に引き継いでいくためにも、美しい景観とその基盤となる豊かな自然環境の保全・再生を図るとともに、過度の利用や開発を避け、環境への負荷を抑える観光やレクリエーションの推進に努めます。

### (1) 地域資源を生かした観光の活性化

鳴門の美しい景観、豊かな自然環境、海産物・農産物等の特産品、歴史的建造物や歴史文化に関わる魅力等を保全し、持続可能な活用を図るための仕組みづくり、広報PR、人材育成に努めます。

### (2) 歴史文化を保全・活用した地域づくりの推進

四国霊場第一番札所及び第二番札所があり、古くから四国の玄関口・交通の要所として引き継がれてきた鳴門の歴史文化は、自然環境と深い結びつきを持っています。その歴史文化の保全と将来世代への継承を図ります。

### (3) 環境にやさしい観光の推進

環境に負荷をかけない観光のあり方を模索するとともに、環境をひとつの目玉とした観光への取り組みを図ります。

### (4) 環境にやさしいレクリエーションの推進

自然環境を生かしたレクリエーションを持続的に楽しんでいくためにも、環境に負荷を与えないようなレクリエーションのあり方を目指します。

## ○平成33年度までの取り組み施策

1. 関係機関や事業者、地域住民等と連携しながら観光地周辺地域の不法投棄監視活動や投棄ごみの回収を実施するなど、ごみのない観光地づくりに取り組んでいきます。
2. 全国に知られた鳴門海峡の渦潮をはじめとする美しい自然景観、四国八十八箇所の第一番・二番札所や大谷焼の里、鳴門板野古墳群などの歴史・文化資源等を将来世代に継承していくため、保護と活用に努めます。
3. 鳴門海峡を望む県道鳴門公園線や四国遍路道沿いの景観については、徳島県や観光団体、地域住民等と協力しながら観光地にふさわしい景観の形成に努めるとともに、「鳴門海峡の渦潮」、「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産登録に向けた取り組みを関係団体と連携して推進します。
4. 豊かな自然や古くから残る町並みなどの美しい、趣のある景観の保全と再生に努めます。
5. ドイツとの交流など本市の文化的特性を広場や道路をはじめとするまちづくりに活かし、市民と協働して新たな景観を創造することで、鳴門らしい文化の薫り漂う環境づくりをめざします。
6. 瀬戸内海国立公園区域及び大麻山県立自然公園区域については、国や県と協調しながら景観の保護、海岸の維持を図っていきます。



### 基本方針3 環境と人にやさしい暮らし方、持続可能なまちづくりを進める

環境を守るために必要な意識やライフスタイル、社会システムの転換を図ります。また、人々が快適に暮らし、自らのふるさとに誇りを持って暮らし続けられる環境づくりを地球環境をも視野に入れながら進めます。

#### 個別目標10 ごみを出さない生活・事業活動への転換をはかろう

ごみの発生抑制・減量・リサイクルを推進することにより、ものを大切にし、環境に与える負荷が小さく、ものが循環する社会づくりを目指します。

##### (1) 持続可能なライフスタイル・社会構造づくりの推進

生活や事業活動に伴う様々な物品の製造・販売・購入において、環境への負荷が少ない選択を進め、ライフスタイル・社会構造の見直し等を進めていきます。

##### (2) 廃棄物発生量の抑制等の推進

4Rの取り組みを進めることにより、資源の消費を抑えるとともに、廃棄物の発生量の抑制による処理・処分に伴う環境への負荷（排ガス・処分場による影響等）の低減に努めます。

##### (3) 廃棄物の適正処理の推進

ごみの処理・処分方法や、処理・処分施設の管理運営においては、環境への負荷を小さくするための取り組みを推進するとともに、安全確保のための適正な管理・実施を推進します。

##### (4) 不法投棄対策の推進

山林や河川敷、空き地等への不法投棄やポイ捨てをなくしていくための取り組みを進めます。

#### ○平成33年度までの取り組み施策

1. 社会経済情勢等の変化を踏まえた新たな一般廃棄物処理基本計画を策定し、市民等との協働によるごみの減量化、発生抑制、再使用、再生利用を推進する循環型社会づくりをめざします。
2. 循環型社会の形成や環境に関する市民の自発的な取り組みを推進するため、リサイクルプラザに設置している環境学習館において、ごみの減量・リサイクルをテーマに施設見学や体験学習、講座の開設など環境教育・学習の場の充実を図ります。
3. ごみの量や内容を把握した上で効果的なごみ減量策を検討し、発生抑制の具体的な取り組みを紹介するなど地域住民を主体とするごみ減量の取り組みを進めます。
4. ごみの焼却量を削減するとともに資源の有効活用を図るため、地域コミュニティや市民団体等による資源ごみ集団回収など新聞や段ボール、雑紙、古着など資源ごみ回収の機会を増やします。
5. 焼却時に多くの補助燃料を必要とする生ごみの焼却量を減らすため、家庭への生ごみ処理機の購入補助、コンポストのあっせん等により、生ごみの堆肥化を進めます。
6. クリーンセンターの操業にあたっては、環境への負荷を軽減する取組を推進するとともに、運転管理の情報についてわかりやすく公表していきます。
7. 省資源化並びにごみ減量化を図るため、買い物時のマイバッグ運動を推進します。
8. 不法投棄監視パトロール隊の設置を働きかけ、不法投棄防止看板等の設置支援を進めるとともに、民間事業者や地域住民と連携した監視活動や通報体制の強化に努めます。



## 個別目標11 快適で潤いのある生活環境づくりを進めよう

鳴門の歴史文化、コミュニティ、人と人とのつながり、風土を活かしたまちづくり、暮らし方を改めて考え直し、生活に必要な利便性と環境への負荷を抑えたまち、暮らし方とのバランスがとれたまち、市民が季節の変化や潤いを感じ、快適で安全に暮らせる生活環境を目指します。

### (1) 市街地の緑化推進

市街地における良好な街並み景観、生活環境のため、緑地保全や敷地緑化に努めます。

### (2) 微気象の保全（風、熱、水の循環）

エネルギーの大量消費や、地面の被覆、高層建築物や大規模建築物の建設等により、通常行われているはずの地域の水環境、熱循環、風の流れ等が阻害されることによっておきる地域の微気象の改変を抑制し、快適な気象環境を保全するための取り組みを進めます。

### (3) 魅力ある街並みづくり

鳴門らしさ、さらには地域の歴史風土の特徴を活かした、潤いある魅力的な街並み、景観づくり、静かで穏やかな中にもにぎわいと活力ある地域づくりを推進します。

### (4) 憩いの場の創出

住民が憩い、交流を持てる身近で潤いのある空間づくりを進めます。

### (5) 安心・快適な道づくり

車中心の道ではなく、歩行者や自転車等が安心して通行できる道づくりを進めます。また、単なる移動路ではなく、季節を感じ、住民同士の交流がもてる空間としての整備に努めます。

## ○平成33年度までの取り組み施策

1. 市民が季節の変化を感じ、快適な暮らしができるまちづくりを進めるため、市街地の緑化を推進するとともに地域の自然環境を活かした景観づくりに努めます。
2. 郷土に愛着を持って暮らせるよう、撫養街道や水尾川、神社や寺院の門前街の景観など鳴門の風土、歴史文化を活かした魅力的な街並みづくりに努めます。
3. 日常生活に安らぎと潤いを与え、良好な自然景観を形成している市街地周辺の丘陵や河川等を身近な自然にふれあえる空間として保全と再生に努めるとともに、その活用を図ります。
4. 道路や公園など公共の場の美化に努めるとともに、害虫の発生やごみの不法投棄の要因ともなる空き家や空き地の雑草については、所有者や管理者に適正な処理を要請していきます。
5. 人口減少や少子高齢化の進展に伴って増加している空き家について所有者等に適正管理を促します。また、すでに老朽化し危険な空き家については、国や県の補助制度を活用して除却を促し、居住環境の改善を図ります。
6. 公共施設のバリアフリー化などをはじめとしたユニバーサルデザインのまちづくりを推進し、高齢者や障がい者等が安心して暮らせる環境整備に努めます。
7. 安全で快適な歩行者空間を確保するため、歩道のバリアフリー化を進めるとともに、自転車歩行者専用道路やコミュニティ道路の整備に努めます。
8. 街灯などの照明設備については、効果的な見直しを行うとともに、効率のよい設置基準を設け合理的に整備します。
9. 快適な住環境づくりを進めるため、排水路の整備や清掃を行い、浸水防止や悪臭防止を図るなど適正な管理に努めます。
10. 超高齢社会など社会環境の変化への対応や多様化する利用者ニーズに柔軟に対応するため、地域の実情に応じた公共交通体系の構築を研究します。
11. 公共交通の発着点である鳴門駅周辺において徒歩や自転車での利用がしやすい環境整備に努めます。



## 個別目標12 エネルギーを大切にしよう

私たちの暮らしや事業活動は、大量のエネルギーを消費して成り立っていますが、このことによって地球温暖化の原因となる二酸化炭素を大量に排出したり、限りある資源を枯渇させたりする恐れも生じています。このため、快適な生活環境を将来世代に伝えるには、エネルギーを大量に使用するライフスタイルからの転換を図り、環境への負荷を低減する取り組みが必要となっています。

### (1) 省エネルギーの推進（エネルギー消費量の低減）

エネルギーの消費量を抑えるための取り組みを推進します。

### (2) 自然エネルギー活用の推進

風土を生かした暮らしのあり方を見直すとともに、太陽光、太陽熱、風力、潮力等の自然エネルギーの活用を検討します。

### (3) エネルギーの有効活用

限りあるエネルギーを有効に活用するための技術やシステムの導入に努めます。

## ○平成33年度までの取り組み施策

1. 市の事務・事業における温室効果ガスの排出削減やエネルギー消費量を抑えるための様々な取り組みを率先して行うとともに、取り組み状況について広報なるとや市公式ウェブサイトなどを利用した情報提供に努めます。
2. 環境学習館における講座や出前講座などを活用し、家庭で取り組める具体的な対策とその効果等の周知に努め、市民や事業者とともに環境にやさしいまちづくりを推進します。
3. ごみの焼却時に発生する温室効果ガスを削減するため、ごみの分別徹底や資源ごみの回収、生ごみの堆肥化を推進し、焼却ごみの減量化に努めます。
4. 夏場の電気使用量削減を図るため、学校や公共施設でゴーヤなどのつる性植物を利用した「緑のカーテン事業」を促進するとともに、多くの市民にも取り組んでいただけるようゴーヤ苗を配布します。
5. 上水道については、計画的な漏水調査の実施によって漏水量を削減させるとともに、効率的な配水を行うため、配水施設の統廃合について検討します。
6. 本市の自然環境や社会環境と調和する再生可能エネルギーの導入を図るため、風況に恵まれていると思われる山地や沿岸部、さらには洋上における風力発電の可能性について検討します。



## 個別目標13 きれいで安全な環境を守ろう

われわれの日常生活や事業活動は、生活排水等による河川等の水質悪化をはじめ、騒音、振動、悪臭等の問題を伴います。また、地震や洪水等の災害に対する不安も抱えています。

こうした問題を将来世代に持ち越さないよう、きれいで安全なまちづくりに取り組んでいきます。

### (1) 水域環境の改善

水道の整備推進等により水域への汚濁負荷の流入を抑制するとともに、水域の浄化機能を保全・再生する等、海域や河川、農業用水路、二才等における水質の改善を図ります。

### (2) 大気環境の保全

工場や街中や道路沿いにおける緑化を推進し、植物による大気浄化に努めます。

### (3) 生活公害対策の推進

騒音・振動・悪臭等の生活公害、建築物による日照障害・電波障害等、日常生活の快適性を損ねる様々な要因の防止・対策に努めます。

### (4) 災害に強いまちづくりの推進

災害によって被害を受けにくい土地利用、被災時の被害を小さくする施設整備や地域づくりを推進します。

## ○平成33年度までの取り組み施策

1. 「汚水処理構想」に基づき、市内で人口が最も集中している撫養町のほか人口集中地区から優先的に公共下水道の整備促進を図っていきます。
2. 公共下水道への接続を促進するため、高齢者や障がい者の低所得世帯への受益者負担金猶予措置・下水道使用料減免措置や接続に関する排水設備費用の助成制度を実施します。
3. 公共下水道の整備を計画していない地域、計画はあっても整備までに相当な期間を要する地域においては、合併処理浄化槽の効果や必要性を広く周知するとともに、単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽に転換する場合の補助制度を活用し、合併処理浄化槽の普及促進を図っていきます。
4. 生活排水の汚濁負荷を軽減する効果があるEMの活用を促進するため、地域団体等にEM活性液培養装置の貸与と培養資材の提供を行うなど地域団体と連携しながら普及に努めます。
5. 生活環境に被害を与え、健康で文化的な生活の障害となる大気汚染や水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害については、定期的な調査、国や県の最新情報等の把握等により、未然防止と監視に努め、公害等に関する相談には迅速かつ状況に応じて対応します。
6. 災害に負けないまちづくりを推進するため、公共施設や橋梁の耐震化、排水機場・樋門などの水防施設、幹線管渠やポンプ場など排水施設の整備・改修を図ります。
7. 津波や洪水などの各種災害想定により、避難場所の指定の追加や見直しを行い、災害種別に応じた避難場所の確保に努めます。
8. 防災意識の啓発、防災活動の推進、災害発生時の対応など地域において重要な役割を果たす自主防災会に対し、活動助成や災害に関する情報提供、避難訓練等の参加促進など、より一層の活動活性化に向けた取り組みを推進します。
9. 一般住宅の耐震化を推進するため、個人木造住宅の耐震診断・耐震改修に対する補助制度の周知を図ります。
10. 快適な都市空間を形成するため、公共施設の緑化や街路樹・植樹帯の確保に努めます。



## 個別目標14 化学物質による環境汚染を防止しよう

化学物質は、私たちの生活を豊かにしていますが、土や水、空気等を介して、人の健康や生態系に悪影響を及ぼすことが知られています。化学物質による影響は目に見えないことが大きな特徴であり、恐ろしさでもあります。

化学物質による人や自然環境への悪影響に関する状況を正しく把握するとともに市民に対する正しい知識の周知に努めていく必要があります。

### (1) 有害化学物質対策の推進

有害化学物質による環境汚染の未然防止と監視に努めます。

### (2) リスクコミュニケーションの充実

化学物質による環境汚染に関して安全で安心な社会を実現するため、市民、事業者、行政が化学物質に関する情報を共有し、対話と協力のもと、環境リスク低減のために取り組むリスクコミュニケーションの充実を進めます。

## ○平成33年度までの取り組み施策

1. 有害化学物質の発生について関係機関と連携した監視に努めるとともに、発生時には、市民や学校、関係機関への迅速な周知を実施します。
2. ごみ焼却施設の適正な運用に努めるとともに、ダイオキシン類などの定期測定を実施し、検査結果を公表します。
3. ダイオキシン類が発生するごみの野外焼却をしないよう、市民への啓発に努めます。
4. 有害化学物質に関する情報の収集と市民への正確な提供に努めます。



## 個別目標15 地域から地球環境保全に取り組もう

地球環境問題は、もはや一部の国や人が取り組めば解決するものではありません。われわれ一人ひとりが地球環境を視野に入れ、地域の日常生活のなかで着実に行動していくことが、地球環境を守るための取り組みにつながるとともに、地球規模での視点を持つことは、外から鳴門の環境を見直すことにもつながります。

地域の環境づくりに取り組みながら、より広域的な環境づくり、地球規模での環境問題にも関心を持ち、世界のなかの鳴門を意識し、地球市民としての取り組みを進めていきます。

### (1) 地球温暖化対策の推進

地球温暖化の主な原因物質である二酸化炭素の排出抑制に努めます。

### (2) オゾン層の保護対策の推進

有害な紫外線を遮断するオゾン層を保全するため、オゾン層を破壊する物質であるフロン<sup>①</sup>の排出抑制に取り組んでいきます。

### (3) 酸性雨対策の推進

酸性雨の原因である工場や自動車等からの排気ガスの排出抑制等、大気汚染対策を推進し、大気環境の保全に努めます。

### (4) 海外資源の保全と地域資源の有効活用

森林資源、野生動物、海洋資源、水資源等、海外の自然資源の保全に努めます。また、わたしたちが日常生活のなかで大量に輸送エネルギーを使って消費している食材や建材利用のあり方を考え、地球環境への負荷を低減するという視点からも、地域資源の有効活用に努めます。

### (5) 地球環境を視野に入れた取り組みの推進

鳴門という地域で暮らしながら、常に地球規模の環境問題を視野に入れ、理解と関心を深めていけるよう努めます。

## ○平成33年度までの取り組み施策

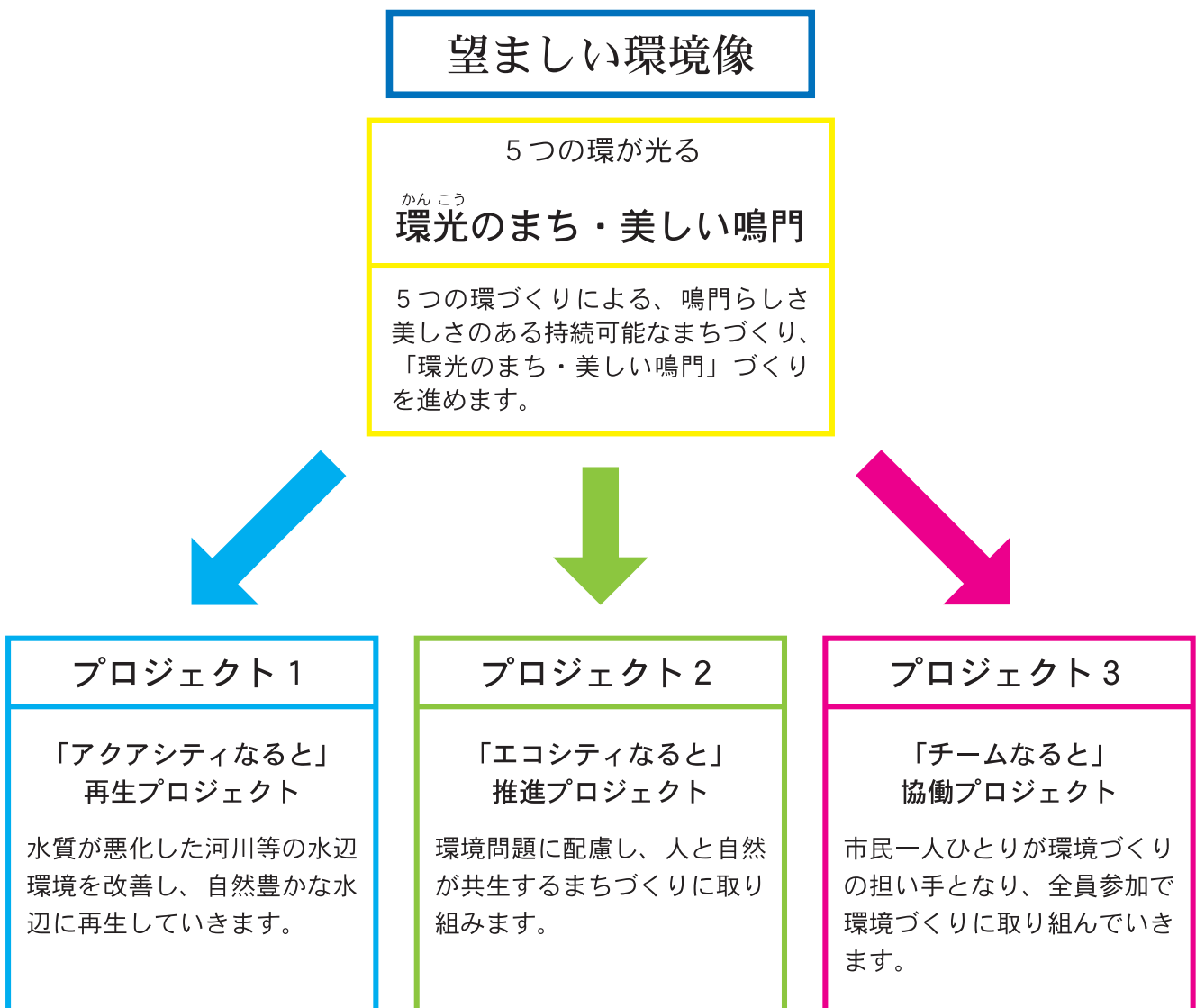
1. 市が率先して地球温暖化対策に取り組むため、「第4次鳴門市地球温暖化対策実行計画」に掲げた施策を推進します。
2. 地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の吸収と蓄積、酸素の供給、蒸発散作用により、地球環境を調整する機能がある森林の保全に努めます。
3. 深刻な状況となっている地球温暖化の抑制に寄与するため、本市の自然エネルギーを活かした再生可能エネルギーの導入に取り組んでいきます。
4. オゾン層を破壊し、地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、家庭等で使用しているエアコンや冷蔵庫等に冷媒として充填されているフロン類を放出しないことや廃棄する際にはフロン類の回収が必要なこと等について、市民等への周知と啓発に努めます。
5. 市民等が地球規模の環境問題に対する理解と関心を深めていただけるよう、世界的な環境問題に取り組んでいる「世界自然保護基金（WWF）」等から得た環境に関する様々な情報を環境学習館や市公式ウェブサイト等で紹介します。



## 第4章 重点実施事業

環境問題を解決し、将来世代に良好な環境を引き継いでいくための課題には、今すぐ取り組むべきものと、長期的な展望を持って取り組まなければならないものがあります。

本計画では、平成65年度までの長期的視点のもと、「望ましい環境像」実現のため、とくに緊急に取り組んでいく重点実施事業として、平成29年度から平成33年度にかけて、3つのプロジェクトを推進していきます。





## プロジェクト1 「アクアシティなると」再生プロジェクト

生活排水等によって水質が悪化し、生きものが生息しにくくなっている河川等の水辺環境を改善し、自然豊かな水辺に再生していきます。

### 1. 生活排水処理施設の整備促進

生活排水に含まれる汚濁負荷を削減するため、すべての生活排水を処理できる公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及に取り組みます。

- ①「汚水処理構想」に基づき、市内で人口が最も集中している撫養町のほか人口集中地区から優先的に公共下水道の整備促進を図っていきます。
- ②公共下水道への接続を促進するため、高齢者や障がい者の低所得世帯への受益者負担金猶予措置・下水道使用料減免措置や接続に関する排水設備費用の助成制度を実施します。
- ③公共下水道事業の整備を計画していない地域、計画はあっても整備までに相当な期間を要する地域においては、合併処理浄化槽の効果や必要性を広く周知するとともに、単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽に転換する場合の補助制度を活用し、合併処理浄化槽の普及促進を図っていきます。

### 2. 水辺環境の保全・再生

人々の暮らしに潤いをもたらす、生物多様性を維持するうえで重要な空間である河川等の水辺環境については、生きものの生息環境を保全し、美しい景観を守るため、環境美化に努めるとともに、周辺及び近隣の水辺や緑地とあわせた一体的な保全と再生を図ります。

- ①河川を市民が自然に親しむことのできる親水空間として利用できるよう、市民や事業者、関係機関と連携しながら保全と整備に努め、その活用を図ります。
- ②自然環境と景観に配慮した河川整備を計画的に行うことにより、総合的な機能の向上を図り、自然環境と景観に配慮した、やすらぎのある水辺空間づくりに努めます。
- ③水質が悪化し、生きものが姿を消した河川や水路については、市民や事業者、関係機関等と連携しながら河川等の水質改善や環境保全に取り組み、多様な生きものが生息できる水辺環境の再生を図っていきます。
- ④河川整備にあたっては、水生生物等が生息・繁殖できる環境づくりと水質浄化機能を持ちあわせた整備に努めます。

### 3. 水環境に関する啓発活動の推進

市民等が水環境に関心を持ち、水環境の改善に自らが取り組み、その行動の輪を広げていくため、水環境に関する啓発活動に取り組みます。

- ①身近な河川や水路の水質や生活排水が水環境に与える影響、家庭でできる生活排水の汚濁負荷量を軽減する方法等について、周知と啓発に努めます。
- ②浄化槽の機能を維持するための適正な管理について啓発活動を展開していきます。

### 4. 市民や関係機関との連携・協働による取り組み

水環境の保全・再生と活用について、市民や関係機関等とともに取り組みます。

- ①ヘドロなど河川等の汚濁物質を分解する効果があるEM（光合成細菌や乳酸菌、酵母等有用微生物の集合体）を活用した河川等の水質浄化に地域団体等とともに取り組みます。
- ②市街地周辺の代表的河川である「新池川」において、河川管理者である徳島県や地域住民とともに水質浄化や水辺環境の整備に取り組んでいきます。

## プロジェクト2 「エコシティなると」推進プロジェクト

私たちの生活や事業活動による自然環境への負荷を低減するとともに、身近に自然を体感できる環境づくりに努め、人と自然が共生できるまちづくりに取り組みます。

### 1. ごみを出さない生活・事業活動への転換

廃棄物の処理に伴う環境への負荷の低減に努めます。

- ①ごみの量や内容を把握した上で効果的なごみ減量策を検討し、発生抑制の具体的な取り組みを紹介するなど地域住民を主体とするごみ減量の取り組みを進めます。
- ②焼却時に多くの補助燃料を必要とする生ごみの焼却量を減らすため、家庭への生ごみ処理機の購入補助、コンポストのあっせん等により、生ごみの堆肥化を進めます。
- ③省資源化並びにごみ減量化を図るため、買い物時のマイバッグ運動を推進します。
- ④ごみの焼却量を削減するとともに資源の有効活用を図るため、地域コミュニティや市民団体等による資源ごみ集団回収など新聞や段ボール、雑紙、古着など資源ごみ回収の機会を増やします。

### 2. 省エネ、地球温暖化対策の推進

エネルギーを大量に使用するライフスタイルからの転換を図り、環境への負荷を低減する取り組みを進めます。

- ①市の事務・事業における温室効果ガスの排出削減やエネルギー消費量を抑えるための様々な取り組みを率先して行うとともに、取り組み状況について広報なるとや市公式ウェブサイトなどを利用した情報提供に努めます。
- ②環境学習館における講座や出前講座などを活用し、家庭で取り組める具体的な対策とその効果等の周知に努め、市民や事業者とともに環境にやさしいまちづくりを推進します。
- ③夏場の電気使用量削減を図るため、学校や公共施設でゴーヤなどのつる性植物を利用した「緑のカーテン事業」を促進するとともに、多くの市民にも取り組んでいただけるようゴーヤ苗を配布します。
- ④本市の自然エネルギーを活かした再生可能エネルギーの導入に取り組んでいきます。

### 3. 自然を体感できる生活環境づくり

市民が季節の変化を感じ、快適な暮らしができるまちづくりを推進します。

- ①日常生活にやすらぎと潤いを与え、良好な自然景観を形成している市街地周辺の丘陵や河川等を身近な自然にふれあえる空間として保全と再生に努めるとともに、その活用を図ります。
- ②市街地の緑化を推進するとともに、地域の自然環境を生かした景観づくりに努めます。
- ③自然環境に重要な役割を担っている農地の計画的な保全とあわせて、自然と共生する農村環境づくりを地域住民とともに進めていきます。
- ④コウノトリや稀少猛禽類など稀少生物の棲息が確認された地域では、稀少生物が棲息しやすい環境づくりに地域住民等とともに取り組みます。

## プロジェクト3 「チームなると」協働プロジェクト

目指すべき環境像や取り組み目標を達成するためには、本市で暮らし、活動する市民や事業者など本市の環境に関わるすべての人や団体が自らの役割を認識し、行動することが不可欠です。

望ましい環境像を実現するため、すべての人や団体が自らの役割を認識し、お互いの立場や役割を尊重しながら、環境づくりの担い手となり、全員参加で環境づくりに取り組んでいきます。

### 1. 環境づくりの枠組みと体制づくり

環境基本計画を総合的、効果的に推進していくにあたって、多種多様な分野・年齢層の市民等の意見を反映できるような体制を充実させます。

- ①環境基本計画の各施策を総合的・計画的に推進するため、庁内各部署が互いに協力・連携しながら、各施策を着実に実行していきます。
- ②環境基本計画の各施策について市民の視点から意見や提案をいただく機会を増やし、出された意見や提案を計画の推進に反映させていきます。

### 2. 市の率先した取り組みの推進

市民や事業者等に環境行動を促していくため、環境に配慮した行動に率先して取り組んでいきます。

- ①市が率先して様々な環境問題に取り組むとともに、その取り組み状況を広報なるとや市公式ウェブサイトなどを利用した情報提供に努めることにより、市民や事業者等の環境行動を促していきます。

### 3. 環境に関する啓発の推進

市民一人ひとりが身近な環境に関心を持ち、認識を深め、実際の行動に結びつけていくための啓発に取り組めます。

- ①鳴門市の環境の現状や課題を市民一人ひとりが正しく理解し、それぞれの立場でできることから取り組んでいただけるよう、多様な媒体を活用し、わかりやすい周知と啓発に努めます。
- ②市民等を対象とした環境学習講座の充実を図るとともに、次代を担う子どもたちの環境意識を高めるため、学校や教育機関と連携した環境教育に取り組めます。

### 4. 市民等と連携した環境づくり

市、市民、事業者、民間団体等のパートナーシップによる環境づくりを推進します。

- ①市民一人ひとりが環境に関心を持ち、それぞれの立場で環境づくりに取り組んでいただけるよう、環境づくりのさまざまな場面への市民参加の機会づくりに努めます。
- ②環境活動に取り組んでいる市民等を支援するなど市民等と連携した環境づくりを推進し、様々な環境問題に官民一体となって取り組めます。
- ③地域住民が主体的に取り組む様々な地域づくり活動と連携を図りながら、潤いとコミュニティ意識に富んだ地域社会の実現を図ります。



なると環境プラン推進計画2017（概要版）

平成29年（2017年）3月発行

発 行 鳴門市

企画・編集 鳴門市市民環境部環境局環境政策課  
〒771-0361

鳴門市瀬戸町堂浦字浦代105番地17-2

電話088-683-7571 ファクシミリ088-683-7579

E-mail:kankyo@city.naruto.i-tokushima.jp